

令和4年10月28日

様

内閣法制局長官総務室総務課

### 行政文書開示請求書の補正について

令和4年10月19日付け「行政文書開示請求書」につきまして、下記のとおり照会しますので、お手数ですが、令和4年11月11日（金）までに、別紙「回答書」により当局宛てに御回答をお願いいたします。

#### 記

#### 1 請求する行政文書の名称等について

- ・法令整備会議関係資料集（未製本）
- ・法令整備のための会議（議事要旨及び資料）（令和3年度）

#### 2 補正事項について

##### (1) 「法令整備会議関係資料集（未製本）」について

この行政文書は、平成20年度から令和3年度（※）までの法令整備のための会議の議事要旨及び資料です。

なお、平成20年度から令和元年度までの内容は、既に過去の行政文書開示請求の際に全部開示している内容と同様となります。

（※）令和2年度の法令整備のための会議は開催しておりません。

##### (2) 「法令整備のための会議（議事要旨及び資料）（令和3年度）」について

この行政文書は、「法令整備会議関係資料集（未製本）」に含まれる令和3年度分と同様のものとなります。

なお、「法令整備会議関係資料集（未製本）」は紙媒体をスキャンしたPDFになるため、元々電子媒体である「法令整備のための会議（議事要旨及び資料）（令和3年度）」のPDFより見にくくなる可能性がございます。

以上を踏まえまして、開示を希望される行政文書（行政文書ファイル）を、別紙回答書で御回答願います。

なお、開示請求を取り下げの場合には、別紙回答書の「開示請求を取り下げます。」の□にチェックをお願いします。

3 補正に要する日数について

当該補正に要する日数（本通知を当局より発送した日の翌日から、回答書が当局に到達するまでの間）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第1項の規定により、開示決定等の期限までの期間に算入されないこととされています。

4 開示請求手数料について

開示請求手数料は、行政文書1件につき200円です。

- ・ (1) 及び (2) の行政文書の開示を希望される場合  
→400円分の収入印紙をお送りください。
- ・ (1) 又は (2) のいずれかを取り下げる場合  
→200円分の収入印紙をお送りください。

5 本件に関する問合せ先

〒100-0013 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
内閣法制局長官総務室総務課  
電話番号 03-3581-7271 (内線2117)

回答書

令和 年 月 日

内閣法制局情報公開窓口 宛て

氏 名

令和4年10月28日付け文書による補正事項について、下記のとおり回答します。

記

○ 補正事項（請求する行政文書について） ※□欄にチェックを入れてください。

<p><input type="checkbox"/> 以下の行政文書の開示を求めます。</p> <p>①<input type="checkbox"/> 「法令整備会議関係資料集（未製本）」のうち、全期間の議事要旨及び資料</p> <p>②<input type="checkbox"/> 「法令整備会議関係資料集（未製本）」のうち、令和3年度の議事要旨及び資料</p> <p>③<input type="checkbox"/> 「法令整備のための会議（議事要旨及び資料）（令和3年度）」</p> <p>④<input type="checkbox"/> その他（①～③以外）</p> <p>※該当する行政文書ファイル名等を記載いただければ幸いです。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>
<p><input type="checkbox"/> 開示請求を取り下げます。</p>